

令和2年5月22日

保護者の皆さま

大阪府立四條畷高等学校
校長 稲葉 剛

府立学校における教育活動の再開等について（お知らせ）

初夏の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。また、今般の新型コロナウイルスに係る臨時休業につきましてはご心配をおかけし、申し訳ございません。

さて、昨日、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、大阪府教育庁より府立学校における教育活動の再開等に関する通知が届きましたので、お知らせします。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

- 1 5月31日（日）まで臨時休業を継続し、6月1日（月）から段階的に教育活動を再開する。

ただし、最終学年については、5月25日（月）から5月29日（金）の臨時休業期間中の登校日を「授業日」とすることができる（1教室あたりの人数は20人程度まで）。

注) 本校においては、3年生は登校日の内容が決まっていること、5月11日（月）から遠隔授業を実施していること、個人懇談等を予定していることなどもあり、3年生の登校日である5月27日（水）に授業は実施しません。

- 2 「1」における教育活動の段階的な再開については、次のとおりとする。

(1) 府立高校及び府立中学校

ア 6月1日（月）から6月12日（金）までの間

(ア) 1教室あたりの人数を20人程度までとした分散・短縮授業を行う。

【例】 全学年とも毎日 午前：出席番号1～20 午後：出席番号21～40

(イ) 6月1日の週は3時間程度、6月8日の週は3～4時間程度の授業を実施する（最終学年を優先して授業時数を確保すること）。

(ウ) 公共交通機関を利用する生徒が、混雑時を避けることができるよう、登下校時間を設定する。また、活動終了後は速やかに下校させる。

(エ) 学校行事、部活動は実施しない。

イ 6月15日（月）以降について

(ア) 1教室あたりの人数を40人程度とした通常の時間割による授業を行う。

(イ) 学校行事、部活動を実施することができる。

注) 本校における6月1日（月）以降の時間割等の詳しい内容については、決まり次第連絡します。

3 児童生徒等に感染者が確認された場合等の対応については次のとおりとする。

(1) 児童生徒等又は教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とする。

臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とする。

(2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等を出席停止とする。

期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断する。

(3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等を、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とする。

なお、児童生徒等の家族に濃厚接触者が確認された場合は、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

【連絡先】

大阪府立四條畷高等学校

教頭 森 佳之

TEL : 0 7 2 - 8 7 7 - 0 0 0 4